

(7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和4年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する鳥取県営住宅の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

- A 倉吉市 個人
- B 倉吉市 個人
- C 倉吉市 個人
- D 倉吉市 個人
- E 倉吉市 個人
- F 倉吉市 個人
- G 倉吉市 個人
- H 倉吉市 個人
- I 倉吉市 個人
- J 倉吉市 個人

K 倉吉市 個人

L 倉吉市 個人

M 倉吉市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金19,650円をAに、4,250円をBに、9,878円をCに、129,800円をDに、231,270円をEに、335,560円をFに、17,730円をGに、170,298円をHに、271,700円をIに、207,580円をJに、32,350円をKに、175,530円をLに、2,990円をMに、それぞれ支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和3年10月5日

(2) 事故発生場所

倉吉市広瀬町1577番地3

県営住宅越殿団地内

(3) 事故の状況

県営住宅越殿団地の引込開閉器盤に雨水が入り、漏電して過電圧が発生したことにより、和解の相手方がそれぞれ所有する家庭用電気機械器具が破損したものである。